

湖東圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「湖東圏域 水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、滋賀県湖東土木事務所管内の1市4町が、国・滋賀県と共同して設置するもので、専門的な学識経験等に基づく助言を得ながら、琵琶湖及び地域内を流下する河川(普通河川を含む)の洪水や、土石流危険渓流等からの土砂流出から、将来にわたって人命被害を含む壊滅的な被害が生じる恐れのある地域を対象に、「自分で守る」「みんなで守る」「地域で守る」の視点に立った水害・土砂災害対策を検討する。

(協議会)

第3条 協議会の委員構成は別紙のとおりとする。また、協議会には会長を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定めるものとする。ただし、会長は行政委員から選出する。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、協議会の議長となり、会務を総括する。
- 4 会長は、協議会の目的を達成するために必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 協議会の下部組織として、担当者会議やワーキンググループを設けることができる。
- 6 行政委員は、出席できない場合は代理を立てることとする。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、会長の属する機関、滋賀県土木交通部砂防課、流域政策局流域治水政策室および滋賀県湖東土木事務所に置く。

- 2 事務局は、協議会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第5条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成27年2月 日から施行する。

(別紙)

委員構成 (平成 27 年 2 月 日現在)

(市町：市町コード順)

| 区分 | 所 属 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 |
|------|------------------------------|------------|----------------------|---------|
| 学識委員 | 京都大学 防災研究所 社会防災研究部門 | 教 授 | た た の ひろかず 多々納 裕一 | |
| | 京都大学 防災研究所 水資源環境研究センター | 教 授 | ほり ともはる 堀 智晴 | |
| 行政委員 | 彦 根 市 | 副市長 | やまね ひろこ 山根 裕子 | 会長(事務局) |
| | 彦 根 市 | 危機 管理監 | たつみ きよし 辰巳 清 | |
| | 愛 荘 町 | 産業建設 部長 | きたがわ もとひろ 北川 元洋 | |
| | 豊 郷 町 | 副町長 | むらにし やすひろ 村西 康弘 | |
| | 甲 良 町 | 総務課長 | なかがわ よしひろ 中川 愛博 | |
| | 多 賀 町 | 副町長 | こすが しゅんじ 小菅 俊二 | |
| | 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 | 所 長 | つかはら たかお 塚原 隆夫 | |
| | 滋 賀 県 防災危機管理局 | 副局長 | たなか ひろあき 田中 弘明 | |
| | 滋 賀 県 土木交通部 砂防課 | 課 長 | なかがわ もとお 中川 元男 | (事務局) |
| | 滋 賀 県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室 | 室 長 | ふじた きよたか 藤田 喜世隆 | (事務局) |
| | 滋 賀 県 土木交通部 流域政策局 河川・港湾室 | 室 長 | のざき のぶひろ 野崎 信宏 | |
| | 滋 賀 県 湖東土木事務所 | 所 長 | はしもと しげかず 橋本 重一 | (事務局) |
| | | | | |